

東京都多重債務問題対策協議会  
貸金業部会（第29回）

令和6年5月17日（金）  
新宿NSビル3階 3-I会議室

午後2時26分開会

○沼賀統括課長代理 皆様おそろいなので、始めさせていただきます。

ただいまから、令和6年度「東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会」を開催いたします。

私は、当部会の事務局及び本日の司会進行を担当します、産業労働局金融部貸金業対策課統括課長代理の沼賀でございます。

本日はお忙しい中、皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、開会に当たり、部会長から一言御挨拶を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○福田部会長 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

貸金業部会の部会長を務めさせていただいております、産業労働局金融部長の福田でございます。

今年度も引き続き、よろしくお願いいたします。

お集まりの委員の皆様方におかれましては、日頃より、都の貸金業対策やヤミ金融被害防止対策、さらには、多重債務問題の解決・防止に向けた取組に多大なる御協力をいただいております。この場を借りて、改めて御礼申し上げます。

ヤミ金融をはじめとした苦情・相談件数については、コロナ禍前よりは低い水準ではありますが、昨年度は増加に転じるなど、多くの相談が私どもの下に寄せられております。

本部会は、関係機関の御協力をいただきながら、ヤミ金融被害の防止のための啓発宣伝事業に取り組み、昨年度におきましても、年2回のヤミ金融被害防止合同キャンペーンや関係機関・団体との情報交換などを実施したところでございます。

今年度におきましても「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」を実施するほか、日本貸金業協会様と連携し、金融トラブルの被害に遭いやすい大学生や専門学校生、高校生などの若年層や、高齢者を対象としました被害防止のための出前講座を開催いたします。

さらには、都では、貸金業者の資質向上に向けた取組といたしまして、貸金業の登録更新時に講習会を実施し、貸金業者の業務の適正化を図ってまいります。

一方で、悪質な事業者に対しましては、引き続き、法令に基づく指導監督、行政処分を行うなど、厳正に対処してまいります。

今年度も、皆様方との連携を密にして、本部会の取組を推進してまいりますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○沼賀統括課長代理 ありがとうございました。

次に、委員の皆様から所属とお役職、お名前の御紹介をいただきたいと思います。

お手数ですが、池田委員から座席順に、反時計回りで順番にお願いします。

○池田委員 関東財務局東京財務事務所で理財第4課長をしております、池田と申します。

本年、2年目になります。

引き続き、よろしくお願いいたします。

○中村委員 川の手市民の会の中村と申します。

よろしく願いいたします。

○米澤委員 クレジットカウンセリング協会専務理事をしております、米澤でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○菅原委員 日本貸金業協会相談・紛争解決センターの菅原と申します。

2年目になりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○長友代理委員 警視庁組織犯罪対策部暴力団対策課の長友と申します。

今日は、委員の米山の代理として出席しておりますので、よろしく願いします。

○高部委員 警視庁生活安全部生活経済課の高部と申します。

ヤミ金事件の警視庁の捜査の主管部門の担当となります。

よろしく願いいたします。

○西尾委員 東京都生活文化スポーツ局消費生活部の担当課長の西尾と申します。

私は、悪質事業者の指導・処分を担当しております。

今後ともよろしく願いいたします。

○平代理委員 福祉局生活福祉部地域福祉課の課長代理の平と申します。

本日は、課長の小林が所用のため欠席なので、代理で参加させていただいております。

生活福祉部では、特に多重債務問題に取り組んでおりまして、引き続き、皆様と協力しながら進めてまいりたいと思いますので、本日はよろしく願いいたします。

○熊谷オブザーバー 貸金業対策課特別検査担当課長の熊谷と申します。

今年3月に着任いたしまして、警視庁からの派遣となります。

よろしく願いいたします。

○篠田委員 貸金業対策課長の篠田でございます。

3年目となります。

よろしく願いいたします。

○沼賀統括課長代理 どうもありがとうございました。

では、議事に入ります前に、お手元の資料について確認をさせていただきます。

上から順に、貸金業部会の次第。

出席者名簿。

座席表を席の左側に置かせていただいております。

次に、資料としまして、右側に資料1「東京都の貸金業対策の状況について」。

資料2「令和6年度の啓発宣伝事業について」。

資料3「令和6年度上期『一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン』について」。

資料4「令和6年度下期『一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン』について」。

資料5、日本クレジットカウンセリング協会から頂きました、カウンセリング事業の実績等についての資料。

資料6といたしまして、日本貸金業協会から頂きました、多重債務問題への取組についての資料。

資料7、東京財務事務所から頂きました資料。

以上、資料は7種類となります。

皆様、ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

(首肯する委員あり)

○沼賀統括課長代理 それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めてまいります。

議事(1)「啓発宣伝事業について」篠田委員から説明をお願いします。

○篠田委員 篠田でございます。

私からは、令和6年度の東京都の啓発宣伝事業について御説明いたします。

まず、資料1をお開きください。

こちらの資料につきましては、啓発宣伝の前提となります、東京都の貸金業対策の状況についての資料となっております。

「1 東京都知事登録業者数の推移」でございますが、一番左の列でございます平成14年度でございますが、6,983事業所ということで、7,000近い事業所がございました。これがピークでございます。

その後、貸金業法の改正もございまして、貸金業事業者の数は減っていきました。

ただ、ここ何年かは、550を前後する形で、ほぼ横ばいで推移しているところでございます。

一番右の列は、令和5年度の年度末でございますが、553事業所となっております。

令和4年度末から比べまして、1年間で12の事業者が減少しているところでございますが、内訳としましては、新規に生まれた事業者が33。

廃業、一部国への登録替えも含みますが、45事業所ということで、33増45減という形で、12の事業者が減少しているところでございます。

新規が33事業者なのですが、令和4年度は50事業者が新規として生まれていましたので、それに比べると減少しています。足元の新規開業に向けた相談の状況とかを踏まえますと、これからずっと減るわけではなくて、たまたま令和5年度は減ったのですが、今後も550を前後しながら横ばいで推移していくのかなと東京都では考えているところでございます。

令和5年度末の都も含めました全国の貸金業の事業者につきましては、この資料には書いてございませんが、1,516事業者でございます。

こちらは、東京都の率を求めますと、全国の中で、東京都の登録事業者は約36%となっております。

続きまして「2 行政処分件数の推移」でございますが、令和5年度におきましては、1年間で3件の行政処分を行いました。

業務停止処分が1件ございまして、こちらの事案につきましては、貸金業の業務に係る

変更届を複数回にわたり、定められた期日までに東京都に提出しなかったものでございます。

業務停止30日の処分となっております。

その他、業務改善命令が2件。

1件の事案につきましては、貸金業務取扱主任者の常勤性が十分でなかった事案でございます。

もう一件の事案につきましては、ポスティングで広告を行っていたのですが、その広告に不備があった事案でございます。

このように、依然として貸金業法違反といった事案は発生しているところでございます。

「3 貸金業対策課に寄せられた苦情・相談の状況」でございますが、ネット・電話で相談を受け付けております。令和5年度は、冒頭、部長からも話がありましたとおり、コロナ前に比べると少ないものの、令和5年度の相談件数は741件と、前年度に比べまして約1割の増加となっているところでございます。

苦情・相談の内容につきましては、登録の照会が多くなっています。

ポストに入っていたチラシとか、インターネットのホームページを見て、この事業者は本当に登録があるのかというような問合せが都に入ってきてまいります。

登録の照会に対して、実に8割の事業者は登録がないのです。

ですので、ヤミ金融が疑われる事業者ということで、依然としてかなりの数のヤミ金事業者が存在することが垣間見えると思っております。

ほかに目立つところといたしましては、件数は月2件程度であるものの、保証金詐欺についての相談がコンスタントに発生しております。

お金を貸すので、一定の金額をあらかじめ保証金として振り込んでくださいという話になって、振り込むと、その後、連絡が取れなくなるという古くからある詐欺ですが、依然として月2件ぐらい生じているところでございます。

このほかにも、取立てに係るものや契約内容に係るもの、金利の状況に係るものとか、様々な苦情・相談が生じているところでございます。

以上のような状況に対応するため、都といたしましては、資金需要者等に対する啓発宣伝事業につきまして、引き続き力を入れていきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料2を御覧ください。

令和6年度の啓発宣伝事業の案でございます。

都では、従前より6月と11月、年2回に分けて、重点的な啓発宣伝を実施してまいります。

まず、6月は17日から23日まで「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」を実施いたします。

一都三県合同キャンペーンの内容につきましては、後ほど別の資料で詳しく説明いたします。

続きまして、その下、11月なのですが、年末の資金需要が強まります12月を控えた月として「ヤミ金融被害防止強化月間」と位置づけております。

下期には、一都三県合同キャンペーンを実施いたします。

具体的には、4日から10日まで各種の広報。

9日、10日には、立川市での大きなイベントに出展を予定してございます。

続きまして、その下ですが、これは一都三県でなく、都の単独の取組となりますが、11月上旬・中旬の1週間程度、新橋のSL広場で開催されます新橋古本市に出展を予定しております。

こちらにつきましては、昨年度も実施いたしまして、多くの方が古本市にお見えになりますので、その機を捉えまして、来場者に普及啓発を行うところでございます。

啓発チラシ、グッズの配布ということで、啓発チラシを入れましたエコバッグを4,000準備して配っていたのですが、こちらについては全て配布いたしました。

また、駅前ビジョンでも啓発動画を放映していたところでございます。

今年も同様の取組を行う予定でございます。

また、11月下旬につきましては、台東区消費生活展への出展を予定してございまして、パネル展示、チラシの配布、金融トラブル防止セミナーの実施を予定してございます。

その下「2 出前講座の開催」でございまして、都では、高校や大学などの依頼に応じまして、日本貸金業協会様と連携し、出前講座を実施しております。

令和5年度の実施につきましては、資料に24団体とございますが、受講者は書いていないところでございますが、3,105名という形になってございます。

令和4年度が20団体、受講者1,850名でしたから、特に受講者が大きく、1.5倍ぐらいに、増えているところでございます。

内訳としましては、一昨年度の成年年齢引下げの影響もありまして、高校での実施が最も多くなっております。

令和5年度は、高校10校で、受講者が1,283名。

この数字は、高校の数、受講者ともに2倍となっております。

出前講座につきましては、教材を用いて直接注意喚起ができる、効果の高い機会だと考えてございます。

令和6年度も、積極的に展開していきたいと考えております。

続きまして、資料3をお開きください。

令和6年度上期「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」についてでございます。

「2 実施概要」を御覧ください。

時期としましては、6月17日から23日。1週間程度かけてといったところでございます。

実施内容としましては、①で、関係機関様へポスターをお配りしまして、御協力を依頼します。

②で、車内動画広告ということで、都営地下鉄（大江戸線、浅草線、新宿線、三田線）で動画を放映することを予定してございます。

「③インターネット広告」ということで、リスティング広告を予定してございます。

④では、関係機関様のホームページでの啓発について、御協力を依頼する形でございます。

（３）にありますとおり、参加予定機関・団体につきましては、１３機関を予定しているところでございます。

本日参加の委員の皆様方には、御協力をよろしくお願いいたします。

また、金融庁様の後援も予定しているところでございます。

最後の資料になりますが、資料４をお開きください。

下期の一都三県の合同キャンペーンについてでございます。

こちら「２ 実施概要」を御覧いただきますと、（１）としまして「様々な媒体を活用したキャンペーン」として、１１月４日から１０日までです。

関係機関様へのポスターの配布は、先ほどと同様でございます。

それに加えまして、今度はＪＲのほうで車内の動画の放映を予定してございます。

また、③で、新橋駅・立川駅の駅前ビジョンでの啓発動画の放映を予定しているところでございます。

新橋駅・立川駅につきましては、イベントを開催いたしますので、それに合わせた駅の選定となっております。

（２）のイベントの出展でございますが、１１月９日、１０日、土日になりますが、国営昭和記念公園でたちかわ楽市２０２４が開催予定になってございまして、こちらにブースを出して出展する予定でございます。

こちらの実施内容につきましては、無料での法律相談、あるいは無料での家計相談といったことを予定してございます。

たちかわ楽市は、昨年度も同じ時期に開催があり、出展したところでございます。

相談コーナーも設けたのですが、昨年度、大変に好評で、両日ともに多くの方に御活用いただいたところでございます。

ウの金融トラブル被害防止セミナーにつきましては、日本貸金業協会様に講師をお願いしまして、出展ブースの前に椅子を並べて、実施を予定してございます。

エの「キャンペーングッズ等の配布」でございますが、啓発チラシや冊子など、関係機関様のものも含めまして、エコバッグに詰めて配布いたします。

昨年度は、１日当たり１，２００個、２日で２，４００個準備したところですが、あっという間に全て配布という形になってございます。

参加機関様につきましては、先ほどの１３機関に加えまして、下期は立川市様が加わって、１４機関を予定しているところでございます。

また、同様に、金融庁様の御後援も予定しているところでございます。

都といたしましては、以上、御説明したような様々な手段を用いまして、複合的に啓発宣伝活動を実施していきたいと考えているところでございます。

私からの説明は、以上となります。

○沼賀統括課長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ございませんようでしたら、令和6年度の啓発宣伝事業につきましては、ただいまの案のとおり、展開していきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事（2）「各団体からの報告について」でございます。

初めに、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会川の手市民の会の中村委員から御報告がございました。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 川の手市民の会の中村です。

川の手市民の会は、コロナ前は、月例相談会として毎月していたのですが。

失礼しました。

毎月していたのですが、コロナ以降、相談会をやめておりまして、相談会の開催ができていないのですが、相談が入り次第、事務局で個別に対応する方法を取っております。

相談件数なのですが、令和3年ぐらいからだんだん減少傾向ではありまして、令和5年度は少なめではありました。

ただ、相談は相変わらず来ておりまして、相談の内容としては、1年前のこちらの会議でも報告させていただいたのですが、今も相談を受けている内容が、ヤミ金の客振りという手法でして、これは知らず知らずに、自分の口座がヤミ金の返済先になってしまっているものでして、これは御存じの方もいらっしゃると思うのですが、念のため申し上げますと、これはヤミ金以外に、Aさん、Bさんという2人が出てくるのですが、Aさんがヤミ金にお金を3万借りましたと。

10日が多いのです。

例えばAさんに対して、ヤミ金が5万返しなさいと言ってきて、そのときに、その5万の返済口座は、新たに借入れを申し込んできたBさんの口座に振り込むように指示することになります。なので、ヤミ金の口座というよりも、新たに借りようとしてきた人の口座にお金を振り込むようにということです。

Aさんは、言われるままに振り込むのですが、そうすると、今度はBさんがヤミ金の被害に遭っているということで、弁護士や司法書士に被害を相談して、弁護士・司法書士経由で警察と銀行に被害を申告しますと、Bさんの口座は凍結されることになります。

知らず知らずにヤミ金の一味として。

これはAさんですね。Aさんが被害を相談ということですが。

そうすると、Bさんの口座が凍結されて、ヤミ金の一味として、Bさんの口座が使われてしまうことになります。

こちらは、凍結していただくのは本当にありがたいのですが、凍結口座の名義人が犯罪に手を染めた人なのか、口座を売るとかした人なのか、それとも、結果的に巻き込まれた被害者なのか、3パターンが考えられるのかなと思うのですが、凍結されてしまうと、銀行の口座がその後もつくれなくなってしまいまして、就労に支障が出たりしまして、凍結された場合でも、その後、例えば銀行口座をつくれるようになるような方法が考えられるといいのではないかとというのが我々の団体から出ていることです。

もう一つは、債務整理。

これは昨日か、おとといかにも新聞の報道がありましたが、債務整理を依頼したら、弁護士、司法書士に面談が全くなくて、言われるままにお金を振り込んだら、専門家に実行不可能な任意整理を組み立てられて、結局、支払いができなくなってしまったという相談が来ております。

この相談は、その後、進展がないのですが、そういった相談が来ております。

以上です。

○沼賀統括課長代理 貴重な事例をありがとうございました。

ただいまの中村委員の御報告につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いします。

何かございますでしょうか。

篠田委員。

○篠田委員 ありがとうございます。

御質問というよりは、補足という形で1点、皆様に御報告したいと思います。

先ほど都に寄せられる苦情・相談の中で、保証金詐欺がございましたが、今年もいろいろな相談を見ていると、これに似て、ちょっと目立ったものがありました。

件数はそんなに多くないのですが、お金を貸すので、あなたの持っている通帳口座を送ってくださいというのがあったのです。

通帳口座を送ると、案の定、連絡が取れなくなるのです。

不審に思って、口座をそういうヤミ金っぽいところに送ってしまったのですがと銀行に問い合わせると、もう多くの入出金が行われていて、何らかのよからぬことに使われたような事案が、数件ですが、散見されたことを御報告させていただきます。

○沼賀統括課長代理 ほかにはございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料5により、日本クレジットカウンセリング協会からの報告について、米澤委員、お願いいたします。

○米澤委員 私どもは、多重債務の相談に応じて、弁護士カウンセラーと消費生活アドバ

イザーが一体になって、債務整理のお手伝いをする仕組みで事業に取り組んでおります。

業務の指標になりますのが、特に資料5の①に載せております「電話相談」でございます。この資料は、毎月の対前年同月比の数字を挙げて、昨年より増えている月を青色でマークしてあります。ここ数年、右肩下がりの状況が続いて、コロナがそれに拍車をかけていましたところ、昨年は、7月を除いて軒並み増えていまして、多重債務に困っておられる方が増えてきているのか、またはコロナが明けて、経済活動が活発になってきたことを反映したものなのか、まだ読み切れませんが、増えている状況が見られます。

カウンセリングの件数についても同様ですし、次ページの「④自然人の自己破産」は裁判所の司法統計ですが、大体毎月増えている実態になっているようです。

最後に、日本信用情報機構の統計によれば、貸金関係の無担保無保証の債務が3件以上の方も軒並み増えていまして、私どもとしても、状況を注視しているところでございます。

私からは以上です。

○沼賀統括課長代理 ありがとうございます。

ただいまの米澤委員の御報告につきまして、御意見とか御質問がございましたら、御発言をお願いします。

何かございますか。

では、ないようですので、続けさせていただきます。

続きまして、資料6により、日本貸金業協会からの報告について、菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 では、資料に基づきまして、貸金業協会で行っています相談・苦情・紛争の、令和5年度の実績について、御説明したいと思います。

1ページですが「相談・苦情・紛争概要」ということで、上のメッセージラインを御覧いただきますと、①は、表の項番で言うと17番目の行ですが、令和5年度の相談・苦情・紛争については、1万156件ということで、前年と比べて841件増えたということでございます。

②ですが、貸付自粛制度を当協会で行っておりますが、この周知活動を強化したということで、特に貸付自粛に関する相談が、項番で言うと10行目ですが、4,346件と、前年と比べて629件増えております。

次が苦情ですが、15行目を御覧ください。

33件ということで、令和4年度が非常に少なかったのですが、これに比べて26件増えています。

全体的に、先ほど米澤委員からもありましたが、コロナが明けて、若干経済活動が活発になってきたかなというところで、この数字になっているという見方もあるかと思いますが、そこはまだ私どもでも読み切れませんので、引き続き、この辺りは注視していきたいと思っております。

2ページですが、2022年の民法改正に伴いまして、成年年齢が引き下げられたとい

うことで「若年者・若年層に関する相談」を我々は注視しておるところでございます。

その内容ですが、①としては、24歳以下の若年者・若年層に関する相談は666件ということで、これも前年と比べて47件増えたということになります。

その中でも、18歳、19歳の若年者に関する相談は13件と微減ということですが、20～24歳の若年層に関する相談は、逆に前年と比べて60件増えているということです。

その内容については、本人のことを心配した家族とか親族の方からの相談が非常に多いということです。本人よりも、御家族の方が7割ということで、非常に多くなっているということです。それを心配して、これ以上借りられないようにできないかという貸付自粛に関する相談が非常に多いということになります。

③ですが、成年年齢引下げに伴いまして、私どもの協会で「若年者金融トラブルホットライン」という専用の電話を設けているのですが、ここにつきましては、数としては非常に少ないです。

また、12件ということですが、内容については、一般的な相談が多くて、多重債務に陥って非常に困っているという事例は特になかったということです。

そもそも貸金業者が18歳、19歳に貸付けしているところも非常に少なく、大きなトラブルは見とれなかったということになります。

続いて、3ページの「金融トラブル相談」ですが、昨年度のトラブルの相談については、これも増えまして、342件ということです。

特に遠隔操作アプリを使って、消費者金融会社から高額な借入れをさせる副業詐欺によって困っているという若年層の方からの相談が非常に多いということになります。

こういった相談につきましては、適切な情報提供、助言、消費者センターの相談員・協会との意見交換会も行いまして、その中でテーマとして取り上げて、情報共有とか、そういった対策をどうするかということも話し合いをしております。

あとは、こういった手口があることを協会のホームページ、あるいはSNSを活用しまして、注意喚起を行うこともしております。

あとは、協会員に対しては、こういった事案に遭っているのではなかろうかと思われるようなケースについては、水際対策として、一段の強化をするようにということでお願いしておるところでございます。

4ページですが、元日に発生しました能登半島地震に関しまして、相談を見ておったところですが、こちらにつきましては、大きなトラブル等はございません。

苦情がありましたが、これにつきましては、相談したところ、状況がよく伝わらなかったようなところで、もう一度きちんと相談した結果、適切に対応ができたという内容ですので、あまり大きなトラブルはなかったということです。

それと、当協会の協会員各社に確認したところ、被災者に対しては、状況に応じて連絡を控えるとか、返済を猶予するとか、その辺りはしっかりと対応しているような回答が来

ているところでございます。

5 ページですが、先ほどお話ししました貸付自粛制度について、少し御説明しておきますと、これは、周知活動を強化したということで、4,957 件登録撤回がございました。これは、前の年と比べて1,184 件増えたということになります。

内訳としては、登録は3,646 件で、これは前年と比べて907 件増えております。

それと、撤回は、御自身で貸付自粛を出したものの、何らかの理由で撤回しますということもできますので、これにつきましては、1,311 件。これも前年と比べて277 件増えたということになります。

これは銀行協会さんのほうでもやっております、この受付件数と合わせると、全部で5,626 件ということで、前年と比べて1,153 件増えたということでございます。

なぜ貸付自粛をするのですかということなのですが、一番多いのはギャンブルです。

ギャンブルがやめられなくて、借金を繰り返してまでもギャンブルをしてしまう方が非常に多くて、これについて何とかしたいという思いの方がいらっしゃるということで、前年度に比べて411 件増えたということです。

全体の44%、半数近くがギャンブルをどうしてもやめられずに、借金を繰り返してしまっているということになります。

6 ページですが、当協会でも、借金は解決できたけれども、結局、根本的な問題が直らないのに、また再発してしまう、繰り返してしまっている方に対して「生活再建支援カウンセリング」を行っております。

これにつきましては、99 件ということで、昨年と比べて若干減っているのですが、ほぼ同水準の数のカウンセリングを行ったということです。

これもやはり家族からの相談、夫が借金を繰り返して、非常に生活に困っているとか、そういった相談が非常に多くございまして、そういう場合は、御夫婦、あるいは親子で並行してカウンセリングを行うようなこともやっております。

それから、今、東京の協会の本部でやっているカウンセリングを全国、支部にも広げようということで、昨年度は、この研修なども内部で行っております、こちらは、今後もしっかりと継続していきたいということで取り組んでおります。

最後に、7 ページですが「他機関との連携」ということで、先ほど東京都のほうで当協会と連携して出前講座、啓発活動等を行っているという御紹介がございましたが、それと同時に、我々は、今申し上げた生活再建支援カウンセリングのノウハウを出前講座で他機関の相談員に提供もしております。相談があった場合に、よく話を聞き取るにはどうしたらいいとか、そのような講座です。

こういったカウンセリングを活用した相談対応ということで情報の提供をする、出前講座をしております。

それと、先ほど申し上げました遠隔操作アプリを利用した詐欺被害についての意見交換を財務局、国民生活センター、消費生活センターの皆様とも情報共有して、注意喚起を行

う、あるいは対策をどうするということを連携しております。

それと、貸付自粛制度につきましては、各種の公営ギャンブルの関連団体に出向きまして、我々のこういった制度とか、こういったものを知っていただくように、パンフレットを置いていただいたり、ここの写真にあります、ポスターを貼っていただいたりという活動をしておるといことでございます。

当協会からの御報告については、以上でございます。

○沼賀統括課長代理 ありがとうございます。

ただいまの菅原委員からの御報告につきまして、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

篠田委員。

○篠田委員 御報告、ありがとうございます。

1 ページの8～10行目あたりの貸付自粛制度でございますが、本人からのものと、家族からのものの2パターンがあると思うのですが、家族からのものはイメージが湧きやすく、多分、家族の中に、借金をどんどんしてしまうので、見るに見かねて、もう貸さないでくださいみたいな感じで相談するのかなと推測するところでございますが、本人からのものもかなりの件数があるのだなと思っていまして、この辺りはどういう事情があるのか、教えていただければと思うのですが。

○菅原委員 本人からのものは、単純に今の制度の内容、あるいは手続のやり方がほとんどでございます。

ですので、関心を持って、自分はどうしても借金を繰り返してしまうのだけれども、それに何とか歯止めをかけたいという思いの方がたくさんいらっしゃるということだと思っています。

○篠田委員 ありがとうございます。

○米澤委員 すみません。

5 ページに、本人が申告すると書いてあるので、本人しか申告できないのかなと思ったのですが、家族もできるものなのですか。

○菅原委員 これは、本人でなければできないのです。

家族の方がしたいという御相談は非常に多いのですが、一応、これは本人でなければできません。

本人の認められている自由な経済活動を第三者の方、たとえ家族といえども、それを本人の同意なしに停止させることについては、法的にいろいろと問題があるということもあるそうございまして、原則は本人ということになっています。

もちろん、後見人とか、そういう手続をした弁護士さんとか、司法書士さんがやるのはできるのですが、それ以外の方についてはできないということになっております。

○米澤委員 むしろ御家族の方にやめてくれという人が多いと思うのですが、それを認めるのは、制度的にはなかなか難しいということなのでしょうね。

○菅原委員 はい。おっしゃるとおりです。

○米澤委員 分かりました。

ありがとうございます。

○沼賀統括課長代理 ほかにございませんか。

○西尾委員 7ページの「生活再建支援カウンセリング」についてお伺いしたいのですが、一般の受付の窓口の者は、そういうカウンセリングのノウハウまでは持っていないので、恐らく、こういうことを聞き出して、カウンセリングが必要な方は専門機関に誘導するのが一番多いパターンかなと思うのですが、目指すところとしては、そういった一般の受付であっても消費生活センター、あるいは市役所、区役所の受付であっても、ちょっとカウンセリングまでできるぐらいの方を養成しようというところまで考えていらっしゃるのか、お伺いしたかったのです。

○菅原委員 我々のところで行っているカウンセリングは、産業カウンセラーや心理相談員とか、いろいろな資格を持った人を、さらに定期的に我々の中で訓練して、ギャンブル癖があり借金を繰り返してしまう、あるいは家族問題が借金の原因の根本にあるのであれば、まずそこにアプローチするとか、心理的な問題や悩みを抱える人の解決策を見つける支援をしております。

それを出前講座等の限られた時間でその全てを習得していただくのはかなり難しいので、あくまで出前講座については、カウンセリング的なスキルを使って、相談者の話をこんな形で聴きましょうとか、こういう形で対応しましょうという入り口の部分の出前講座という形です。

○西尾委員 ありがとうございます。

○沼賀統括課長代理 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

最後に、資料7により、東京財務事務所からの報告について、池田委員、お願いいたします。

なお、資料につきましては、この場限りということで、非公開との申出がございましたので、お取扱いには御注意をお願いいたします。

では、よろしくお願いいたします。

○池田委員 東京財務事務所の池田です。

本日御出席の関係機関の皆様には、日頃より金融庁と財務局の仕事に格別の御理解、御協力をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、資料7で説明させていただきます。

非公開ということで、今、沼賀様から御提示いただいたところでございますが、非公開の説明が足りなかったのですが、2ページ目のみでございまして、あとは公表資料等でございますので、適宜皆様の中で御活用いただいても全く構いませんので、この点、補足させていただきます。

まず、資料1をお開きいただければと思います。

「貸金業者の登録業者数の推移」ということで、冒頭に篠田委員からも御説明がございましたが、貸金業者の登録の推移でございますが、ピーク時に比べましてかなり減少しております。

この表で申し上げますと、平成11年の3月末、オール財務局の登録業者で言うと1,195ございましたが、これは昨年、令和5年3月末と、若干古いのですが、現在、オール財務局の登録は268ということで、うち、東京財務事務所が所管している業者は106業者となっております。

減少した経緯に関しましては、法改正と、過払い金請求への返還対応による自主廃業、あと、貸金業者が登録を受けるに当たりましては、財産的基礎要件ということで、500万円の純資産がなければ登録が受けられません。その辺の要件が満たせず、廃業していったということで減少しております。

ただ、最近、この10年間の推移を申し上げますと、ほぼ横ばいを維持しているような感じでございますが、廃業もあります。中には新規もございますし、東京都さんが登録を受けていたものを財務局がお預かりするパターンもございます。逆に、財務局から東京都さんにお渡しする業者もあるという形で、近年は安定した傾向で推移しているところでございます。

2ページ目を御説明させていただきます。

金融庁の方針に従いまして、毎事務年度、金融行政方針を策定しております。

その中で、貸金業者への対応というところで、目玉として主要施策を2つ掲げているところでございまして、まず一つが、令和4年4月からの成年年齢引下げを踏まえて対応ということでございます。

若年層向けということで、18歳、19歳の若年層に対しての貸出体制に関しまして、貸金業者に対しまして要請しているところでございます。

あと、日本貸金業協会さんからも業界内の「社内規則策定ガイドライン」を定めていただいております。若年層向けにつきましては、法令では特に規制はないのですが、当ガイドラインの中では、10万円以下を上限とすることを前提としてございまして、また、本人の収入が確認できる給料証明書とか、こういったものを徴求することを前提に、貸付けを行っている体制を取っていただいております。

私どもとか東京都さんは共通すると思いますが、貸金業者に対しましては、若年層貸付けに関しましての貸出残高とか件数について、四半期ごとに報告をもらいまして、定期的なモニタリングをさせていただいております。

あと、立入検査も実施してございまして、当局の立入検査の実態を御説明しますと、例えばアコムさんやプロミスさんとか、いわゆる大手消費者金融に対しましての若年層向け貸付けを既に検査で検証してございまして、この辺は適切な対応をしているといったところを検証してきたところでございます。

続きまして、2つ目の箱でございます。

「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融への対応」ということでございまして、こちらは、国内の金融機関全てに対しまして義務的なものを要請しているところでございます。

経緯といたしましては、いわゆるテロ資金等が不正に海外等に流れて、悪用されているといったことで、日本の国内におきましても、金融国際部会、FATFというのですが、こちらからの要請を受けまして、厳重な管理体制を求められているところでございます。

これに関しましては、今年3月末までに体制整備を要請いたしまして、一応、一通り体制整備が終わったということで、現状、とどまっているところでございます。

そうはいいながらも、実際にその辺りがしっかりと稼動しているのか、しっかりと見ていく必要がございまして、貸金業者に関しましては、2024年4月以降、今年4月以降も命令を継続いたしまして、取引実態を把握しているところでございます。

金融庁では、各業態のこういったマネロンの管理体制をレポートとして公表しておりまして、これは昨年の内容になりますが、貸金業者で申し上げますと、インターネットを通じた非対面取引が非常に普及しています。

片や、そういった影響がありまして、本人確認書類を偽造したなりすましによる貸付けが増加しているのが課題となっております。

他方、好事例といたしましては、顧客情報や属性の変更とか、ATMの使用履歴などを求めて、モニタリングをしっかりとやっているといったものもあるところでございます。

ちょっと話がそれますが、先ほど中村委員から御説明がありました中で、例えば過失によりまして、預金口座を不正に使われているような実態があるということで、逆に、銀行等が口座をつくるのに慎重になっているという話もございました。

こういったやり取りも、マネー・ローンダリングの中で金融犯罪に使われないかといったところは、どうしても金融機関は意識しているところでございまして、その辺りは、逆に意識が慎重になっていることもありまして、利便性といったところでは、その辺が少し問題になってきているのかなといったところでございます。

この辺りは、特に銀行、信用金庫とかは、特に預金口座を不正に使われますと、当局からも非常に強いお叱りを受けることもありまして、こういった裏事情があるということでございますので、この辺は補足させていただきます。

3ページ目でございます。

これは資料だけの紹介でございます。

金融庁でも「金融サービス利用者保護に係る取組み」をやっております。

フィッシング詐欺は、今に始まったことではございませんが、いまだ課題ということでいろいろと注意喚起しているところでございます。

あと、右隣のBNPLということで、これは「Buy Now, Pay Later」といって、要は、翌月以降に後払いができる決済手段でございます。これを使うことに

よって、結構多重債務が増えているのが実態でございます。

ただ、この業者の後払い決済が法令に違反するとか、そういったわけではないのですが、特に監督官庁もない業態でございます。最近、新規にいろいろと増加している傾向があるようでございますが、利便性はある一方、多重債務者を誘発してしまうような背景の一つあるのではないかと見ているところでございます。

最後に、4ページ目でございます。

私ども関東財務局のほうで、YouTubeでいろいろと動画を配信しております。

もし機会がございましたら、今申し上げましたBNPLとかフィッシング詐欺、暗号資産関係のトラブルとか、そういったものをYouTubeに載せておりますので、もし機会がありましたら、ぜひ御聴講いただけるとありがたいと思っております。

私からは以上でございます。

○沼賀統括課長代理 ありがとうございます。

ただいま御報告がありました件につきまして、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いします。

○米澤委員 個人的な経験で大変恐縮なのですが、銀行の口座をつくりたいと言って銀行を回ったら、断られたことが、私もこの何か月かの間に2回ございました。何だかんだと言って、根掘り葉掘り聞いてきて、結局「駄目」と言われるのです。

今、利便性とおっしゃいましたが、それとの兼ね合い・バランスはどんなものなのでしょう。そもそも新規の口座をつくらせないという金融庁の御方針ということまではないと思うのですが。

なかなか答えにくいところはあろうかと思いますが、すみません。

○池田委員 今の御質問のとおり、確かに審査が厳しくなっているのは正直なところだと思います。

金融犯罪は、預金口座を使って、例えばそれでやられるのが実態でして、最近でいきますと、さっき御説明しましたが、マネー・ローンダリングということで、例えば外国人がそういった口座に不正送金して、海外に送って、それが例えばテロ資金に当たる。

そういうものが国際問題でいろいろとたたかれていまして、日本は甘いのではないかと、金融庁の金融行政の中でいろいろとあるところですよ。

そうしまして、私どもが例えば金融検査とかに入ったときに、本人確認をしっかりとしないまま、例えば預金口座を作成しているのではないかとか、そんなことは多分ないと思うのですが、一回不正に利用された方がもう一回来たときに、しっかりとその目的とか、何で前回は不正に使ったのかとか、そういったところをしっかりとやりまして、それがちゃんと金融機関の審査に通るようであれば問題はないのかなと思っておりますが、どうも一回履歴がある方は、金融機関も慎重になっているのではないのかなといったものが多分、裏の実態ではないのかなと思っております。

御説明になっていなかったら、申し訳ございません。

以上でございます。

○米澤委員 自分では、一回もそういうことで問題になったという自覚はなかったのですが、もしかしたら、当局にそのように把握されていたのかもしれませんが。

失礼しました。

○池田委員 すみません。

そんなことはないと思います。

○沼賀統括課長代理 ほかにございませんでしょうか。

すみません。事務局から。

確認させていただきたいので、席上配付限りといただいておりますが、皆さん資料は持ち帰っていただいても大丈夫でしょうか。

○池田委員 大丈夫です。

○沼賀統括課長代理 分かりました。

ありがとうございました。

では、皆様からの御報告については以上ですが、ほかに各団体での相談状況とか、ヤミ金融対策の取組について、何か御意見や御報告とかがございましたら、この際ですから、御発言をと思うのですが、いかがでしょう。

○高部委員 警視庁の高部です。

特に資料等はありません。

私ども警視庁でヤミ金の事件を捜査しております。

事件をやっているのは氷山の一角ですので、それが急激に増えているのだろう、減っているのだろうというところは、体感的にはございません。

傾向として、悪質、巧妙化、潜在化しておりますので、そのような状態なのかなというところでは。

一つ一つの事件が巧妙化している関係で、かつてより捜査にもかなり時間がかかるようにだんだんなっているところがございます。

我々としては、取締りを1件でも多くやることに専念しておりますので、このように皆様方と啓発活動を一緒にできる機会がなかなか少なくて、本当に申し訳ないと思っております。

ただ、警察としても、こういう事案は検挙も、防犯対策も当然、両輪と考えておりますので、今後とも引き続き連携を取らせていただいで、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○沼賀統括課長代理 ありがとうございました。

ほかにはございませんか。

ほかにご覧ありませんようでしたら、本日予定しておりました議事につきましては、以上になります。

会議終了に当たりまして、部会長より挨拶を申し上げます。

○福田部会長 委員の皆様におかれましては、長時間にわたりお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

皆様からいただきました情報とか御意見につきましては、今後の部会の活動に生かしてまいりたいと思います。

6月と11月に実施します啓発キャンペーンにつきましては、御協力いただければと思います。

また、今年度も、日頃の情報交換についても、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○沼賀統括課長代理 部会長、ありがとうございました。

最後に、事務局からお知らせでございます。

貸金業部会につきましては、年度内にあと1回、年が明けました1月、または2月ぐらいに、相談部会との合同開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

日程等につきましては、また改めて皆様方に連絡申し上げますので、その際はよろしくお願いいたします。

あと、これは重要なところなのですが、委員の皆様の任期につきましては、本年、令和6年12月21日までとなっておりますが、引き続き、委員の皆様につきましては、御就任をお願いしたいと考えておりますので、委員の委嘱手続の際は、またよろしくお願いいたします。

それでは、これにて令和6年度「多重債務問題対策協議会貸金業部会」を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後3時26分閉会